

◆ 国民生活センターをかたる電話やパンフレットにご注意！

国民生活センター（※）を名乗り「過去の被害を取り戻してあげる」「勧誘電話が来ないように個人情報の登録を取り消してあげる」という電話や「国民生活センターと連携して被害救済にあたっている」などと書かれたパンフレットが送られてきたという相談が寄せられています。

国民生活センターが、相談したことのない人に「個人情報の登録を取り消す」「過去の被害を調査している」「投資被害を返金する」「被害回復のため電話するように」などと電話をかけることは絶対にありません。また、「民間の業者と連携して被害救済を行っている」という事実もありません。

不審な電話やパンフレットの送付があれば、大阪市消費者センターにご相談ください。

※ 国民生活センターとは

独立行政法人国民生活センターは、昭和45年10月に発足しました。

近年、IT化や国際化の進展、少子高齢化などにより、消費生活をめぐる問題も多様化・複雑化しています。消費者が安全で安心な生活を営むうえで信頼性の高い情報がますます重要となってきています。

国民生活センターは、「消費者基本法」に基づき、国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしています。

【国民生活センターの主な業務】

- ・相談 消費生活センター等からの解決困難な相談についてアドバイス
- ・商品テスト 全国のセンター等の苦情相談解決や注意喚起のためのテスト等
- ・裁判外紛争解決手続（ADR）「重要消費者紛争」の適切・迅速な解決のため実施
- ・広報・普及啓発 全国の消費生活相談情報の収集と消費者に注意情報を発信 など

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・ **消費生活相談専用電話：6614-0999**

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

- ・メール相談：大阪市消費者センターホームページから
「[メール相談](#)」にアクセス

- ・面談：大阪市消費者センター（※予約不要）
その他の面談場所（※要予約 6614-0999）
 - ・天王寺サービスカウンター
 - ・市民相談室(市役所1階)
 - ・クレオ大阪各館

[北部館・西部館・南部館・東部館・中央館]

遠出の困難な高齢者の方などを対象に、相談内容に応じて、クレオ大阪各館で面談ができるようになりました。

